

狛江市第 1 次地域共生社会推進基本計画
～あいとぴあレインボープラン～

中間答申（案）

令和〇年〇月
狛江市

目次

本 編

第1章 はじめに

第2節 計画の位置付け	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画策定の基本的な考え方.....	4
3 計画体系上の位置付け	5
第3節 計画の期間	10
第5節 計画の中間見直し策定体制	11
1 市民意識調査等の実施	11
2 市民説明会・パブリックコメントの実施.....	13
3 附属機関等における調査・審議.....	14

第4章 施策の総合的な展開

第1節 施策の体系	15
1 総合基本計画との関係	15
2 基本目標を踏まえた施策の体系.....	16
第3節 施策一覧	20

第5章 福祉サービスの見込み

第1節 介護保険サービスの見込み	30
1 サービス見込みの考え方.....	30
2 被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計.....	32
3 サービス別の見込み量推計.....	34
4 第1号被保険者の保険料推計.....	41
第2節 障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの見込み	45
1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標.....	45
2 障がい福祉サービス等の見込量.....	46
3 地域生活支援事業	54
4 障がい児福祉サービス等の見込量.....	59

第6章 この計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制	61
1 市の責務	61
2 市民の役割	62
3 事業者の役割	62
第2節 評価体制	63
1 この計画及び実施計画の評価.....	63

資料編

第1章 計画策定時

第3節 各施策の現状と課題	68
---------------------	----

第2章 中間見直し時

第1節 現状の整理	85
1 国の動向	85
2 統計から見る現状	90
3 市民意識調査結果から見る現状.....	113
第2節 課題の整理	123
1 統計から見る課題	123
2 市民意識調査結果から見る課題.....	125
第3節 施策の見直し	133

施策 No.	施策	関連頁
2-4	地域住民が権利擁護支援の担い手として地域社会で活躍できる体制を推進します。	
視点		重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出		・ 地域住民が意思決定支援を含め権利擁護支援に対して正しい理解の促進を図るための普及啓発の推進 ・ 市民後見人、生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成 ・ 市民後見人の活躍支援

施策 No.	施策	関連頁
2-5	地域における見守りや一人暮らし高齢者の見守りを強化します。	
視点		重点取組
②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出		・ 緊急通報装置等の機器を活用した見守り事業の推進 ・ 地域住民、事業者等による「ながら見守り」の実施

施策 No.	施策	関連頁
2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。	
視点		重点取組
①本人の自己決定権の尊重 ②予防と早期発見・早期支援 ③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出		・ 認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進 ・ 認知症に関する理解啓発活動の実施 ・ 認知症サポーター（キッズサポーター）の養成 ・ チームオレンジの活動支援・新設 ・ 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保・活用 ・ 認知症予防事業の拡充

施策 No.	施策	関連頁
2-7	障がい者理解を推進します。	
視点		重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出		・ 当事者が講師等となる理解啓発活動の実施 ・ 障がい者週間等における理解啓発活動の実施 ・ 障がい者福祉施設の自主製品の販売 ・ 合理的配慮の提供の義務化の周知・啓発

施策 No.	施策	関連頁
4-4	多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。	
視点	重点取組	
④つながりの創出	・受講生のニーズに合わせた福祉カレッジのプログラムの再編 ・市民後見人・生活支援員のみならず、多様な権利擁護支援の担い手の育成（再掲） ・介護人材確保対策の推進	

施策 No.	施策	関連頁
4-5	権利擁護支援の必要性を判断・検討し、成年後見制度の利用が必要な場合に適切な候補者を推薦する仕組みの整備を推進します。	
視点	重点取組	
①本人の自己決定権の尊重 ②予防と早期発見・早期支援	・支援・検討会議での権利擁護支援の必要性の判断・検討、適切な成年後見人等の候補者の受任調整の仕組みの構築 ・専門職団体との連携の推進	

施策 No.	施策	関連頁
4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。	
視点	重点取組	
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・社会状況の変化に合わせた事業の再構築 ・個々のニーズに対応した切れ目のない生活支援体制整備 ・高齢者のデジタルデバイス解消に向けた支援	

施策 No.	施策	関連頁
4-7	健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。	
視点	重点取組	
②予防と早期発見・早期支援	・介護予防、フレイル予防の推進 ・アクティブシニア支援事業の検討及び実施 ・保健事業と介護予防の一体化事業の実施	

施策 No.	施策	関連頁
4-8	近隣自治体との連携による地域密着型サービスの活用を推進します。	
視点	重点取組	
—	・広域利用に関する事前同意等の調整	

第5章 福祉サービスの見込み

第1節 介護保険サービスの見込み

1 サービス見込みの考え方

(1) サービス見込みの考え方及び令和22(2040)年度を含む中長期的な推計

国が示す第10期介護保険事業(支援)計画の基本指針では、今後、令和22(2040)年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することが見込まれ、介護保険サービスの需要が一層高まることが示されています。これを踏まえ、訪問介護、通所介護、短期入所、福祉用具、住宅改修、地域密着型サービス、介護保険施設サービス等の種類ごとに、令和22(2040)年度を含む中長期的な推計を行い、サービス基盤の整備を進めることが求められています。また、令和22(2040)年度を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に向け、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保、生産性向上・経営改善支援等の取組を計画的に進めることが必要とされています。

一方、狛江市第1次地域共生社会推進基本計画では、高齢者人口及び高齢化率のピークを令和32(2050)年と推計しており、地域特性として在宅生活者が継続的に増加し、訪問系サービスや通所系サービスといった在宅サービスの需要は国の想定より長期にわたり増加することが見込まれます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制の整備が不可欠であり、地域支援事業の充実も求められます。

地域密着型サービスについては、国の指針において示された広域利用について、都道府県及び隣接自治体との連携や広域利用に関する事前同意等の調整を行うことも見込んだサービス活用推進も必要となります。

以上を踏まえ、令和22(2040)年度を含む中長期的な推計及び第10期狛江市介護保険事業計画におけるサービス量の見込みについては、介護人材の確保やサービスの質の確保・向上、ケアマネジメントの適正化(シャドーワークの解消を含む)等、地域の特性を踏まえた計画的なサービスの見込み量とし、併せて必要な基盤の整備を進めることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制を構築することを目指します。

サービス見込みの考え方

本計画では、次の考え方により、介護給付・予防給付の見込み及び地域支援事業のサービス量の見込みを行いました。

1. 被保険者数の推計

コーホート変化率法に基づく人口推計を実施し、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの被保険者数を推計する。なお、参考として令和22(2040)年度及び令和32(2050)年度の被保険者数も推計する。

※「コーホート」とは、同じ年に生まれた人々の集団のことを指します。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。



2. 要支援・要介護認定者数の推計

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの被保険者数に対する要支援・要介護認定者数に基づき、1で推計した被保険者数を用いて令和9(2027)年度から令和11(2029)年度まで、令和22(2040)年度及び令和32(2050)年度の要支援・要介護認定者数を推計する。(第2号被保険者含む。)



3. サービス別の量の見込み

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの給付実績を分析・評価し、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度まで、令和22(2040)年度及び令和32(2050)年度の見込量を示す。



4. 保険給付費・地域支援事業費の推計

サービス量の分析及び新たなサービスの見込みをもとに、認知症の有無や自立度、医療ニーズの状況も勘案しながら、総合的にサービス利用量を推計し、3年間(令和9(2027)年度から令和11(2029)年度)までの必要給付費を算出する。また、特定入所者介護サービス費等や高額介護(介護予防)サービス費等の推計も行い、給付費に加える。さらに、令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度の実績を踏まえ、地域支援事業費の算出も行う。



5. 保険料基準額の設定

令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、介護保険料基準額を設定する。

2 被保険者の推計及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数

被保険者数は、令和7(2025)年10月1日の人口を基準に、コーホート変化率法にて推計しています。

被保険者数の見込み

(単位：人)

区分	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
第1号被保険者	20,111	20,127	19,933	20,169	20,392	20,611	23,631	24,657
第2号被保険者	30,189	30,180	30,210	30,172	30,624	30,338	25,890	21,640

※住所地特例者を含みます。

現時点での概算値

令和8年度の第1号被保険者数は6月末現在の数値

(2) 要支援・要介護認定者数

直近の要支援・要介護認定者数の推移を踏まえ、第1号被保険者の要支援・要介護認定率は、令和11(2029)年度までは4,813人で23.4%と想定します。

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

区分	実績			推計				
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
要支援1	500	593	632	672	675	681	660	755
要支援2	608	647	659	687	699	712	690	772
要介護1	1,041	1,037	1,070	1,051	1,057	1,063	1,052	1,163
要介護2	834	888	834	869	887	893	905	973
要介護3	580	556	540	530	535	536	554	575
要介護4	594	572	565	555	554	556	572	580
要介護5	402	408	380	369	368	372	378	387
合計	4,559	4,701	4,680	4,733	4,775	4,813	4,811	5,205
要介護認定率(%)	22.7	23.4	23.5	23.5	23.4	23.4	20.4	21.1

※令和8(2026)年までは「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

※住所地特例者を含みます。

※令和9(2024)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより(各年10月1日現在)

現時点での概算値

令和8年度の実績は6月末現在の数値

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

区分	実績			推計				
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
要支援1	7	9	8	9	9	9	7	6
要支援2	11	18	16	17	17	17	14	12
要介護1	19	18	16	19	19	19	16	13
要介護2	18	19	24	24	24	24	21	17
要介護3	13	9	16	13	14	13	12	10
要介護4	8	4	9	7	8	7	7	5
要介護5	8	14	13	15	15	15	12	10
合計	84	91	102	104	106	104	89	73

※令和8(2026)年までは「介護保険事業状況報告」(各年10月1日現在)

※住所地特例者を含みます。

※令和9(2024)年以降の数値は地域包括ケア「見える化」システムより(各年10月1日現在)

現時点での概算値

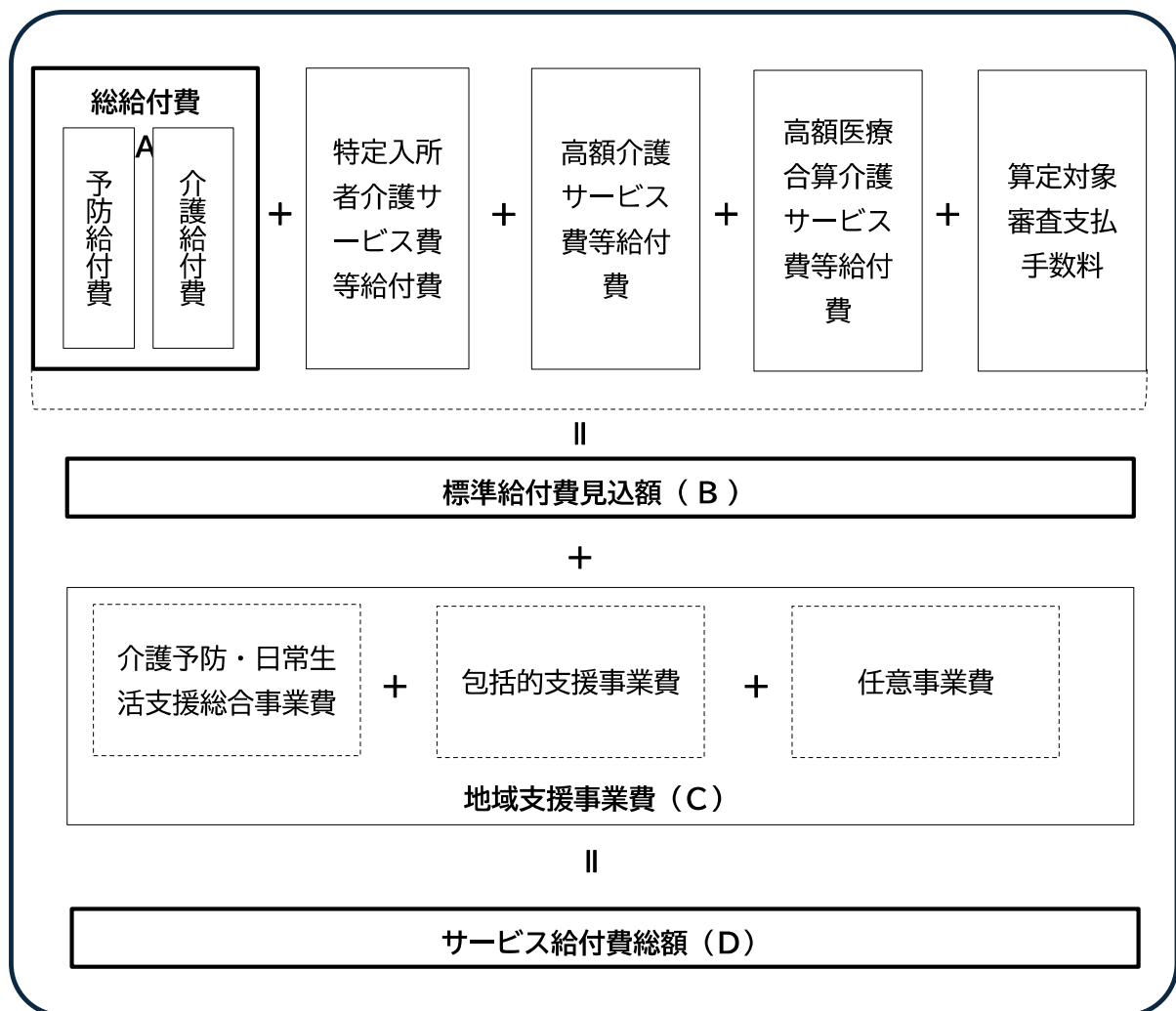
令和8年度の実績は6月末現在の数値

3 サービス別の見込み量推計

介護保険サービスの給付費の給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

以下の数式で算出した第10期介護保険事業計画期間（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）のサービス給付費総額は〇〇〇千円（3箇年分）です。

介護保険サービス給付費の算出フロー



(1) 予防給付の見込み量

サービス別の量の見込み推計は
現時点での概算値

予防給付の見込み量

		令和9 (2027)年 度	令和10 (2028)年 度	令和11 (2029)年 度	令和22 (2040)年 度	令和32 (2050)年 度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	1,169.7	1,237.9	1,268.9	1,222.1	1,371.3
	人数(人)	131	133	136	131	147
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	212.7	207.2	207.2	207.2	220.3
	人数(人)	17	17	17	17	18
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	100	101	104	100	112
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	42	42	43	42	47
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	9.9	10.3	10.3	10.3	10.3
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	454	479	488	471	529
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	5	5	5	5	5
介護予防住宅改修	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	32	33	33	32	36
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援	人数(人)	535	553	567	547	614

(2) 介護給付の見込み量

介護給付の見込み量

		令和9 (2027)年 度	令和10 (2028)年 度	令和11 (2029)年 度	令和22 (2040)年 度	令和32 (2050)年 度
居宅サービス						
訪問介護	回数(回)	25,428.0	26,725.2	27,325.7	27,206.0	28,371.0
	人数(人)	1,094	1,122	1,138	1,134	1,205
訪問入浴介護	回数(回)	373	370	376	366	371
	人数(人)	55	54	55	54	55
訪問看護	回数(回)	11,343.5	11,727.4	11,929.7	11,878.4	12,625.9
	人数(人)	863	883	889	886	940
訪問リハビリテーション	回数(回)	1,629.5	1,690.9	1,704.5	1,709.2	1,806.3
	人数(人)	107	109	110	110	116
居宅療養管理指導	人数(人)	1,433	1,465	1,481	1,471	1,552
通所介護	回数(回)	7,450.3	7,600.6	7,698.3	7,654.7	8,159.4
	人数(人)	777	788	792	788	841
通所リハビリテーション	回数(回)	356.3	363.7	365.9	370.5	395.9
	人数(人)	61	61	61	62	66
短期入所生活介護	日数(日)	1,260.7	1,271.4	1,266.0	1,274.5	1,317.9
	人数(人)	157	160	160	161	167
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	人数(人)	7	7	7	7	8
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	1,423	1,457	1,478	1,473	1,561
特定福祉用具販売	人数(人)	15	16	16	16	17
住宅改修費	人数(人)	14	14	14	13	15
特定施設入居者生活介護	人数(人)	386	383	383	386	407
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	10	11	11	11	11
地域密着型通所介護	回数(回)	2,667.8	2,683.6	2,673.5	2,682.2	2,873.9
	人数(人)	337	339	337	337	363
認知症対応型通所介護	回数(回)	950.9	974.8	964.1	934.5	956.6
	人数(人)	88	91	91	89	92
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	82	82	82	84	89
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	1	1	1	1	1
介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	377	377	377	411	419
介護老人保健施設	人数(人)	88	88	88	93	95
介護医療院	人数(人)	50	50	50	51	52
居宅介護支援	人数(人)	2,062	2,108	2,147	2,136	2,281

※療養病床等からの移行分の給付量の見込みについては、訪問介護、訪問看護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に含みます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の見込み量

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の見込み量

		令和9 (2027)年 度	令和10 (2028)年 度	令和11 (2029)年 度	令和22 (2040)年 度	令和32 (2050)年 度
訪問型サービス						
国の基準による訪問型サービス	人数(人)	33	34	209	202	220
訪問型サービスA	人数(人)	188	208	-	-	-
通所型サービス						
国の基準による通所型サービス	人数(人)	32	30	28	37	31
通所型サービスA	人数(人)	372	389	408	342	381

※訪問型サービスAは令和10年度末をもって廃止します。令和11年度以降、訪問型サービスAからの移行分の給付量の見込みについては、国の基準による訪問型サービス及び訪問型サービスBに含みます。

(4) 予防給付費

予防給付費

(単位:千円)

	令和9 (2027)年 度	令和10 (2028)年 度	令和11 (2029)年 度	令和22 (2040)年 度	令和32 (2050)年 度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	50,736	53,698	55,039	53,008	59,479
介護予防訪問リハビリテーション	7,525	7,323	7,323	7,323	7,798
介護予防居宅療養管理指導	14,294	14,435	14,866	14,294	16,010
介護予防通所リハビリテーション	19,935	19,935	20,469	19,935	22,355
介護予防短期入所生活介護	791	823	823	823	823
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	36,519	38,531	39,254	37,895	42,501
特定介護予防福祉用具購入費	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748
介護予防住宅改修	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	34,269	35,448	35,448	34,269	38,552
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	32,790	33,893	34,749	33,524	37,627
合計	198,607	205,834	209,719	202,819	226,893

※端数処理により合計は一致しません。

(5) 介護給付費

介護給付費

(単位:千円)

	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
居宅サービス					
訪問介護	985,752	1,036,303	1,059,612	1,054,928	1,100,806
訪問入浴介護	60,030	59,661	60,515	58,986	59,840
訪問看護	552,346	569,779	578,652	575,857	610,716
訪問リハビリテーション	64,036	66,450	66,976	67,173	70,983
居宅療養管理指導	270,697	276,647	279,523	277,391	292,114
通所介護	736,178	749,192	757,628	752,721	798,237
通所リハビリテーション	28,439	29,033	29,187	29,604	31,482
短期入所生活介護	145,696	146,972	146,362	147,279	151,888
短期入所療養介護（老健）	414	414	414	414	414
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	275,828	281,509	284,814	283,713	297,919
特定福祉用具販売	5,593	5,971	5,971	5,971	6,339
住宅改修費	13,344	13,344	13,344	12,372	14,246
特定施設入居者生活介護	973,416	963,124	963,044	972,196	1,020,169
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23,788	26,524	26,524	26,524	26,524
地域密着型通所介護	229,158	231,753	231,276	232,483	248,344
認知症対応型通所介護	152,487	156,585	154,815	149,924	152,989
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	275,536	275,536	275,536	282,224	298,875
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	3,829	3,829	3,829	3,829	3,829
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,328,310	1,328,310	1,328,310	1,446,354	1,473,833
介護老人保健施設	339,711	339,711	339,711	359,191	366,367
介護医療院	230,696	230,696	230,696	234,018	238,896
居宅介護支援	406,156	415,078	422,759	420,463	447,712
合計	7,101,440	7,206,421	7,259,498	7,393,615	7,712,522

※端数処理により合計は一致しません。

※療養病床等からの移行分の給付量の見込みについては、訪問介護、訪問看護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に含みます。

(6) 総給付費

総給付費

(単位：千円)

	第10期介護保険事業計画期間				令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	計		
総給付費 (A)	7,300,047	7,412,255	7,469,217	22,181,519	7,596,434	7,939,415
予防給付費	198,607	205,834	209,719	614,160	202,819	226,893
介護給付費	7,101,440	7,206,421	7,259,498	21,567,359	7,393,615	7,712,522

(7) 標準給付費

標準給付費

(単位：千円)

	第10期介護保険事業計画期間				令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	計		
総給付費 (A)	7,300,047	7,412,255	7,469,217	22,181,519	7,596,434	7,939,415
特定入所者介護サービス費等給付額	88,034	88,834	89,490	266,358	89,180	96,060
高額介護サービス費等給付額	231,036	233,137	234,857	699,030	234,045	252,100
高額医療合算介護サービス費等給付額	42,324	42,709	43,024	128,057	42,876	46,183
算定対象審査支払手数料	8,862	8,943	9,009	26,814	8,978	9,670
審査支払手数料支払件数(件)	145,284	146,605	147,687	439,576	147,176	158,530
標準給付費見込額 (B)	7,670,303	7,785,879	7,845,597	23,301,779	7,971,512	8,343,428

※端数処理により合計は一致しません。

(8) 地域支援事業費

地域支援事業費

(単位：千円)

	第10期介護保険事業計画期間				令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	計		
地域支援事業費 (C)	359,301	370,859	384,151	1,114,311	360,949	365,874
介護予防・日常生活支援総合事業	207,627	216,317	226,311	650,255	192,279	191,318
訪問型サービス						
国の基準による訪問型サービス	8,588	8,965	42,076	59,629	34,444	32,202
訪問型サービスA	35,994	38,252	-	-	-	-
訪問型サービスB	1,907	2,016	2,142	14,235	1,873	2,235
通所型サービス						
国の基準による通所型サービス	17,546	18,187	18,924	54,657	17,373	16,242
通所型サービスA	97,593	101,385	105,746	304,724	89,136	83,333
通所型サービスB	4,681	5,184	5,762	15,627	4,063	4,846
介護予防ケアマネジメント	20,683	21,364	22,148	64,195	59,629	23,079
一般介護予防事業	19,798	20,058	20,358	60,214	18,814	22,444
高額第1号事業費等	837	906	985	2,728	691	824
包括的支援事業及び任意事業費	117,181	118,435	119,877	355,493	135,547	141,432

※端数処理により合計は一致しません。

※訪問型サービスAは令和10年度末をもって廃止します。令和11年度以降、訪問型サービスAからの移行分の給付量の見込みについては、国の基準による訪問型サービス及び訪問型サービスBに含みます。

(9) サービス給付費総額

サービス給付費総額

(単位：千円)

	第10期介護保険事業計画期間				令和22 (2040)年度	令和32 (2050)年度
	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	計		
サービス給付費総額 (D)	8,029,604	8,156,738	8,229,748	24,416,090	8,332,461	8,709,302
標準給付費見込額 (B)	7,670,303	7,785,879	7,845,597	23,301,779	7,971,512	8,343,428
地域支援事業費 (C)	359,301	370,859	384,151	1,114,311	360,949	365,874

※端数処理により合計は一致しません。

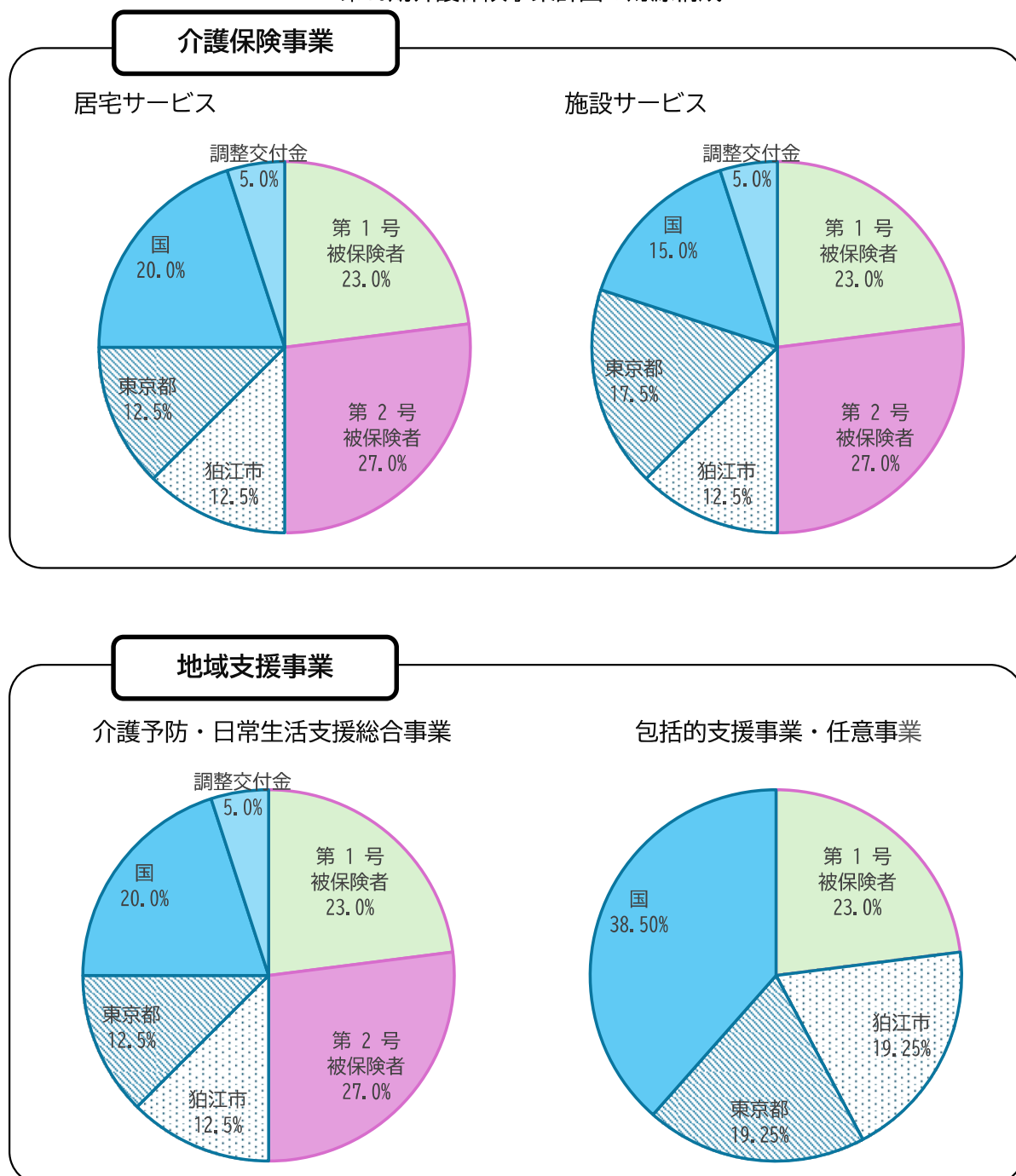
4 第1号被保険者の保険料推計

介護保険サービスの給付費の給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費等を加算して算出されます。

(1) 第10期介護保険事業計画の財源構成

第10期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の負担割合は23.0%、第2号被保険者の負担割合は27.0%です。

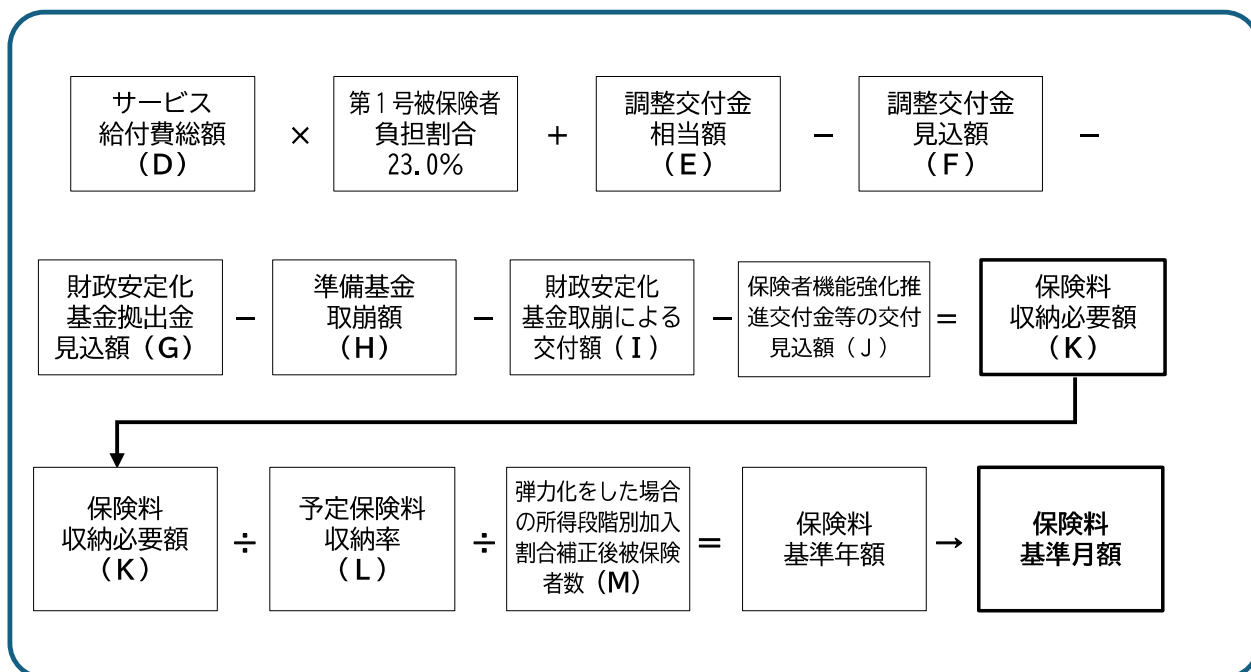
第10期介護保険事業計画の財源構成



（２）第１号被保険者の保険料月額基準額の推計

第１号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第１号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ、保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準額を算出します。

第１号被保険者の保険料月額基準額算出フロー



第1号被保険者の保険料推計は
現時点での概算値

①保険料収納必要額

サービス給付費総額の第1号被保険者負担分相当額の保険料は、円（3箇年分）です。これに調整交付金の相当額及び見込額、準備基金取崩額、市町村特別給付費等を加減した保険料収納必要額は円（3箇年分）です。

保険料収納必要額

	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	合計
サービス給付費総額（D）（円）	8,029,604,053	8,156,738,068	8,229,747,789	24,416,089,910
第1号被保険者負担分相当額（円）	1,846,808,932	1,876,049,756	1,892,841,991	5,615,700,679
調整交付金相当額（E）（円）	393,896,503	400,109,803	403,595,389	1,197,601,696
調整交付金見込交付割合	5.63%	5.06%	4.50%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9006	0.9238	0.9462	
所得段階別加入割合補正係数	1.0798	1.0798	1.0798	
調整交付金見込額（F）（円）	443,527,000	404,911,000	363,236,000	1,211,674,000
財政安定化基金拠出金見込額（G）（円）				
財政安定化基金拠出率			0%	
財政安定化基金償還金（円）	0	0	0	0
準備基金の残高（令和8年度末見込額）（円）				0
準備基金取崩額（H）（円）				0
財政安定化基金取崩による交付額（I）（円）				0
市町村特別給付費等（円）	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額（円）				0
市町村相互財政安定化事業交付額（円）				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（J）（円）	0	0	0	0
保険料収納必要額（K）（円）				5,601,628,375

※端数処理により合計は一致しません。

②保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

（単位：人）

	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	合計
予定保険料収納率（L）	98.60%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	21,771	22,012	22,248	66,031
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数（M）	20,832	21,063	21,289	63,184

③第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準月額は、

所得段階区分及び保険料率

所得段階	所得段階の内容	保険料率	令和9(2027)年度～ 令和11(2029)年度	
			月額	年額
現在算出中				

※第1段階から第3段階までを対象に、公費を投入して保険料軽減を行う仕組みが設けられています。

第2節 評価体制

1 この計画及び実施計画の評価

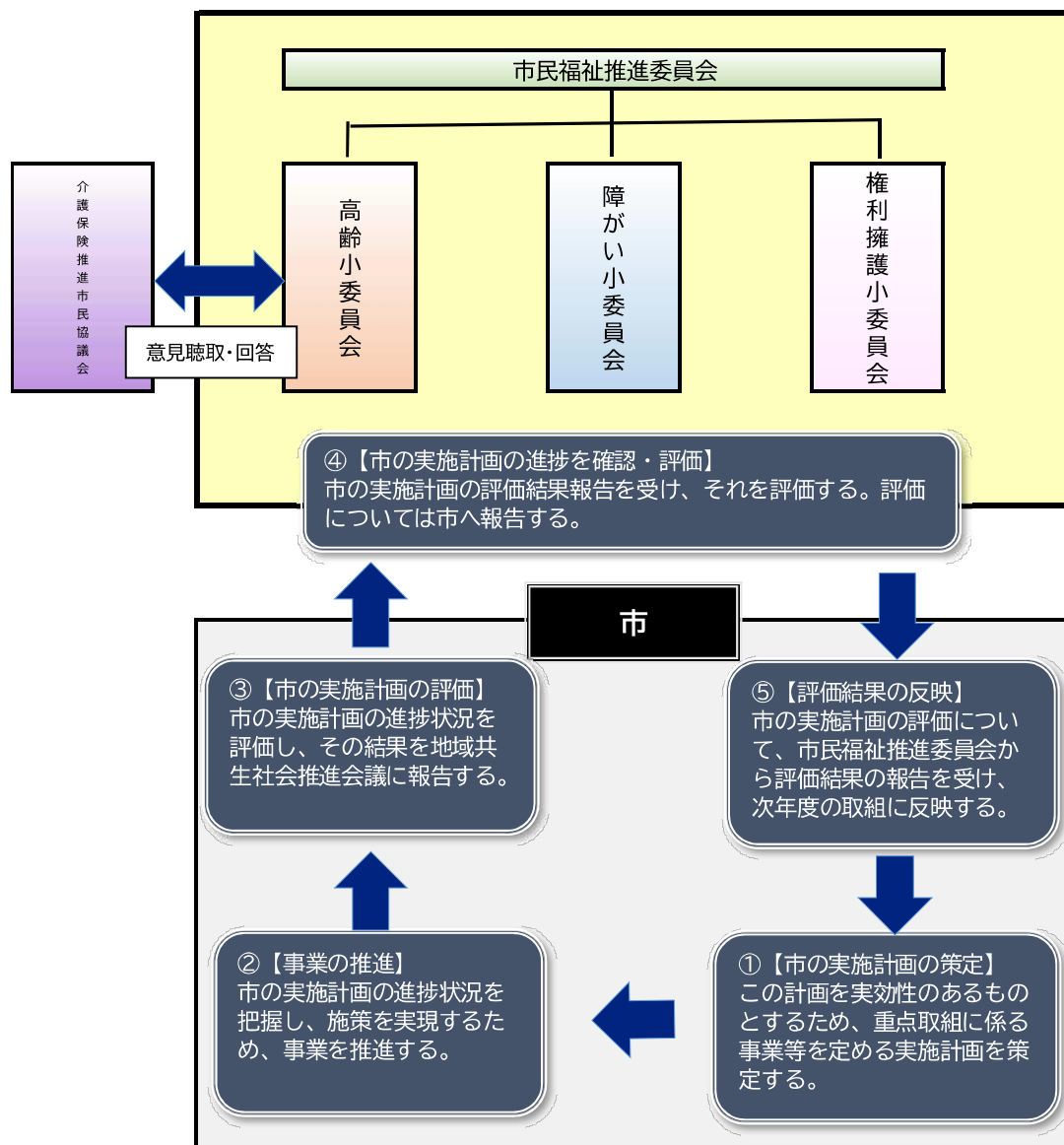
(1) 狛江市地域共生社会推進会議による進捗状況の評価

この計画及び実施計画を推進するため、狛江市地域共生社会推進会議の設置及び運営に関する要綱（令和元年要綱第 72 号）第 1 条の規定により設置された狛江市地域共生社会推進会議において、実施計画に掲げる重点取組に係る事業について、その進捗状況を把握し、内部評価を行い、評価の結果見直しが必要と認められる場合には、必要に応じて事業を見直し、事業に係る施策が実現できるよう、事業を進めていきます。また、評価結果は、市民福祉推進委員会に報告します。

(2) 市民福祉推進委員会による進捗状況の評価

市民福祉推進委員会は、市の実施計画の評価結果を踏まえて、この計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。なお、高齢者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が、障がい者福祉分野の施策に係る実施計画の評価結果については障がい小委員会が、権利擁護分野の施策に係る実施計画の評価結果については権利擁護小委員会が、市の実施計画の評価結果を踏まえて、この計画の進捗を確認・評価し、市に報告します。

また、介護保険分野の施策に係る実施計画の評価結果については高齢小委員会が介護保険推進市民協議会に意見聴取を行い、計画の進捗を確認・評価することとします。



施策.No	施 策	
2-3	地域のニーズを適切に把握し、地域のニーズに応じた支え合いの地域づくりを推進します。	
	視点	重点取組
	④つながりの創出	・集合住宅の建て替えに伴う福祉的支援及び建て替え後の地域づくりの支援 ・(仮称)地域福祉サポーター地域福祉の担い手等 CSW とともに活動する新たな支え合いのシステム構築の支援 ・多様な居場所の設置・活動の支援 ・多様な居場所間の連携ネットワークの構築支援 ・近隣の学校等へのアウトリーチによるボランティアのマッチング支援及び体験ボランティア等の実施の検討
■見直し理由 ・進捗整理のため		

施策.No	施 策	
2-6	認知症の「共生」と「予防」を推進します。	
	視点	重点取組
	—	・認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組の推進 ・認知症に関する理解啓発活動の実施 ・認知症サポーター（キッズサポーター）の養成 ・チームオレンジの活動支援・新設 ・認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保・活用 ・認知症予防事業の拡充
■見直し理由 ・第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（案）において、地域密着型サービスについては、広域利用に関する事前同意等の調整を行うことなどを通じ、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進を行うことも必要であると示されたため。		

基本目標4 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

施策.No	施 策
4-6	社会情勢の変化に合わせた高齢者の生活支援サービスの充実を図ります。
視点	重点取組
③一人ひとりに寄り添う支援 ④つながりの創出	・社会状況の変化に合わせた事業の再構築 ・個々のニーズに対応した切れ目のない生活支援体制整備 ・高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援
■見直し理由 ・厚生労働省の介護保険部会（令和8年3月9日、第134回）で示されている基本指針の「地域包括ケアシステムの深化」において、②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することと言及されている。	

施策.No	施 策
4-8	地域密着型サービスの整備を推進します。 近隣自治体との連携による地域密着型サービスの活用を推進します。
視点	重点取組
—	→小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備の検討 ・広域利用に関する事前同意等の調整
■見直し理由 ・他の自治体の広域利用が可能となっており、近隣市との連携による利用が充分期待できる。 ・市内に開設した場合、事業所運営が可能となる利用者数を確保するのが困難となる可能性がある。	